

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 3 | 予防接種に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

| | |
|------|---|
| 特記事項 | - |
|------|---|

評価実施機関名

神奈川県平塚市長

公表日

平成31年4月1日

関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|---------|--|---------|--|----------|--|-------|--|
| 事務の名称 | 予防接種に関する事務 | | | | | | | | |
| 事務の概要 | <p>(評価対象事務全体の概要) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなり、その実施に係る事務。 2. 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続。</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなり、その実施に係る事務。 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続。</p> | | | | | | | | |
| システムの名称 | 1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 共通基盤システム(庁内連携システム) 4. 団体内統合宛名システム | | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | | | | | | | | | |
| 健康管理システムデータファイル(予防接種システム) | | | | | | | | | |
| 3. 個人番号の利用 | | | | | | | | | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第1(第10項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 | | | | | | | | |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | | | | | | | | |
| 実施の有無 | [実施する] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: right;">< 選択肢 ></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1) 実施する</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2) 実施しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3) 未定</td> <td></td> </tr> </table> | < 選択肢 > | | 1) 実施する | | 2) 実施しない | | 3) 未定 | |
| < 選択肢 > | | | | | | | | | |
| 1) 実施する | | | | | | | | | |
| 2) 実施しない | | | | | | | | | |
| 3) 未定 | | | | | | | | | |
| 法令上の根拠 | <p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第16の2項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第16の2, 17, 18, 19項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> | | | | | | | | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | | | | | | | | | |
| 部署 | 健康課 | | | | | | | | |
| 所属長の役職名 | 健康課長 | | | | | | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | | | | | | |
| - | | | | | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | | | | | | | | | |
| 請求先 | 平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254 - 8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21 - 8764 | | | | | | | | |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | | | | | | | | | |
| 連絡先 | 平塚市 健康・子ども部 健康課 予防担当 〒254 - 0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55 - 2111 | | | | | | | | |

しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|------------------|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [10万人以上30万人未満] | < 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成28年10月21日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | < 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成28年10月21日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | < 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし |

しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|----------------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|----------------------------|--|
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------|--|--|------|--|
| 2016/4/28 | 評価実施機関における担当部署 所属長 | 健康課長 宮川 康樹 | 健康課長 山田 透 | 事後 | 人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。 |
| 2017/1/4 | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 | (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(17,18,19項) | (特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第16の2項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第16の2,17,18,19項) | 事前 | 予防接種法による予防接種の実施に関する情報に係るデータ標準レイアウトが公表されたことに伴い追加。情報提供ネットワークシステム改修前のため、提出時期は事前とする。 |
| 2017/4/28 | 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 平塚市 健康・こども部 健康課 健康づくり担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111 | 平塚市 健康・こども部 健康課 予防担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111 | 事後 | 誤記載の修正であるため、重要な変更には該当しない。 |
| 2018/4/27 | 評価実施機関における担当部署 所属長 | 健康課長 山田 透 | 健康課長 磯部 達男 | 事後 | 人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。 |